

## 議案第73号関連資料 明石市手数料徴収条例の一部改正について

### 1 改正の目的

児童福祉法の規定による出産又は育児に不安を抱える者のいる家庭への家事・育児等の援助を行う産前産後ヘルパー派遣事業及び、母子保健法の規定による産後早期の母親等の身体的回復と心理的安定を促進する産後ケア事業に係る実費徴収金について、納付方法を拡大して利用者の利便性の向上を図るため、明石市手数料徴収条例の一部を改正し、手数料として新たに規定するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 改正する条例

明石市手数料徴収条例

#### (2) 改正の内容

①手数料を徴収する事務及び金額を規定します。

事 務	手数料
ア 産前産後ヘルパーの派遣	派遣1時間につき700円
イ 宿泊型産後ケアの提供	母子1組1泊につき5,600円
ウ 通所型産後ケアの提供	1回につき2,800円
エ 訪問型産後ケアの提供	1回につき1,800円

※現在、表中の金額と同額の実費徴収金を徴収しており、利用者にとって新たな負担が増えるわけではありません。

②手数料の徴収時期について規定します。

上記①ア～エの各手数料は、月単位で徴収するものとし、市から送付する納入通知書に記載された納期限までに徴収する旨、規定します。

#### (3) 改正後の納付方法

今般の条例改正により、地方自治法施行令第158条第1項に掲げる「手数料」に該当し、公金の収納事務を私人（コンビニエンスストア等）に委託することが可能となります。

具体的には、現行の金融機関窓口での納付書払いに加え、利用者からの要望の多いコンビニ払いやスマートフォンを利用したキャッシュレス決済ができるよう納付方法を拡大します。

### 3 施行期日

令和3年4月1日